

交通安全便り

～～ 第11号 ～～
発行年月日：2025/9/18
対象学年：全学年

●自転車の「ながら運転」の取り締まりを強化します。

◇ながら運転とは？

自転車運転中に（スマホ等）を使用することを「ながら運転」運転といいます。

例) スマホを手に持って通話（ハンズフリー○、イヤホン×）

画面の注視（2秒以上見続ける×、アプリの操作をする×）

罰則や罰金が課せられます。

○「ながらスマホをした場合」

6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

○「交通の危険を生じさせた場合」

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

軽微な交通違反の違反者に対する手続きで、交通違反をした場合、反則金【5,000～12,000円】

の支払いの義務が生じます。また、反則金を納めないと、刑事手続きとなります。

◇違反行為

主な項目

信号無視・一時不停止・携帯電話の使用しながらの運転・右側通行などの通行区分違反・徐行せずの歩道通行・ブレーキの利かない自転車に乗ること・イヤホンを付けたりしながらの運転など

●秋の全国交通安全運動の実施

実施期間：9 / 21(日)～30日(火)